

# 「中古マンションらくらくフラット35」登録届出書

独立行政法人 住宅金融支援機構 御中

## (第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、お客さまから提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- (1) 業務内容
  - ・「中古マンションらくらくフラット35」の登録業務
- (2) 利用目的
  - ・お客さまの本人確認や登録条件等を満たしていることの確認のため
  - ・期日管理等のため
  - ・法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - ・アンケートの実施等による機構に関する商品やサービスの研究・開発のため
  - ・登録(機構ホームページ(フラット35サイト)掲載)のため
  - ・住宅関連の情報提供のため
  - ・市場調査や分析・統計の実施のため

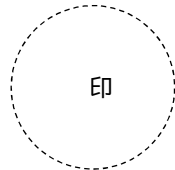
管理組合の名称等 1	管理組合の名称	(フリガナ)		
	マンションの所在地	(郵便番号)	(フリガナ)	
		〒 -	都道府県	区・市郡
		(フリガナ)		
		区町村名 番地		

照会先 または 記入	管理組合代表者	(フリガナ)		
	氏名			
	管理会社等	(フリガナ)		
	管理会社等 会社名	担当者名( )		
	住所	(郵便番号)	(フリガナ)	
		〒 -	都道府県	区・市郡
		(フリガナ)		
電話番号	( ) - ( ) - ( )			

次の物件について、「中古マンションらくらくフラット35」の登録を届け出ます。 2  
また、申請内容に変更があった場合には、機構へ速やかに報告します。

マンション名	
登録コース	個別登録コース 20年登録コース(建設住宅性能評価書取得マンション)

- 1 管理組合が成立していない建築物(事務所等の非住宅部分、既存の社宅又は賃貸住宅を分譲住宅に変更したマンション等)である場合は、「管理組合」を「建築物の所有者」と読み替えてください。
- 2 添付書類：・中古住宅適合証明書(中古マンションらくらくフラット35登録用)【機構提出用】  
・中古住宅適合証明書付表(中古マンションらくらくフラット35登録用)  
・(適合証明技術者による適合証明の場合)適合証明技術者登録証明書の写し
- 3 管理組合の管理者(理事長)の印を押印してください。ただし、管理組合法人の場合は、法務局に提出している代表理事の印を、また、管理組合が成立していない場合は、印鑑登録されている建築物の所有者の印を押印してください。



(管理組合理事長印) 3

# 「中古マンションらくらくフラット35」登録届出書

(第二面)

## <届出者確認事項>

- 1 機構がホームページに物件概要を中古住宅適合証明書(中古マンションらくらくフラット35登録用)の証明書有効期間内において掲載することについて、承諾します。
- 2 証明書有効期間内であっても、融資制度や基準等の変更があった場合には、その内容が盛り込まれた適合証明書が別途必要となる場合があることについて、承諾します。
- 3 フラット35又は財形住宅の融資を受けるに際しては、機構ホームページにおいて、購入予定物件を検索し、検索結果画面より、「適合証明省略に関する申出書」を印刷の上、当該申出書に借入申込者の氏名を記入し、取扱金融機関へ提出する必要があります。
- 4 掲載されているマンションであっても、次のような場合その他融資審査の結果によって、融資を受けられない場合があります。
  - ・フラット35：住宅の床面積が30㎡未満の場合、財形住宅融資：住宅の床面積が40㎡未満は280㎡未満の場合
  - ・フラット35：店舗などの非住宅の床面積が全体の1/2以上の場合、財形住宅融資：非住宅部分がある場合
  - ・敷地が保留地、転貸借地等の場合
  - ・敷地又は建物に買戻権が設定されている場合(買戻権が設定された物件に対する融資を取り扱っていない金融機関の場合)
- 5 の場合、当該建築物の所有者(親会社及び子会社並びに当該建築物の所有者の役員、子会社の役員及び子会社の役員を含みます。)が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合(反社会的勢力に該当する懸念があると機構が判断する場合を含みます。以下同じです。)には、中古マンションらくらくフラット35への登録の謝絶が行われることについて、承諾します。
- 6 次の から までのいずれかに該当する場合は掲載を中止されることについて、承諾します。
  - 当該建築物の管理組合 が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合
  - 当該建築物の管理組合 から削除の申出があった場合
  - 建築基準法に関する是正命令、勧告又は建築基準法に適合しない旨の通知が出されていることが判明した場合
  - 上記に掲げるもののほか、機構が必要と認めた場合
- 7 機構が6により掲載を中止したことにより、管理組合に損害が生じても、機構は管理組合に対し何ら責めを負わないものとしします。

管理組合が成立していない建築物(事務所等の非住宅部分、既存の社宅又は賃貸住宅を分譲住宅に変更したマンション等)である場合は、「管理組合」を「建築物の所有者」と読み替えてください。

平成31年4月